

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	株式会社高見澤					
所在地	長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605-14					
入札参加停止の期間	令和 6 年 12 月 27 日 から 令和 7 年 2 月 26 日まで（2 か月）					
事実概要	2022年10月に、当該会社のコンクリート事業部小布施工場内で発生した、労災死亡事故に関し、当該会社及びその使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和6年11月25日付けで長野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められる。					
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第11号に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。					
備考	【入札参加停止措置要領別表第 2 第11号】 <table><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</td></tr></table>			不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内				